

令和3年度
知財活用支援事業
大学等知財基盤強化支援
(権利化支援)
公募要領

令和3年4月

目次

1. 目的	1
2. 権利化支援について	1
3. 令和3年度の公募に向けて	1
4. 公募要領の主な変更点	2
5. 支援概要	3
(1) 支援の対象	3
(2) 日本国移行の取扱い	3
(3) 権利の帰属	3
(4) 支援期間	3
(5) 支援内容	4
(6) 支援費用の返還	5
6. 申請要件	6
(1) 申請機関	6
(2) 申請分野	6
(3) 申請上限数	6
(4) 申請方法	6
(5) 申請期限	7
(6) 申請書類	7
(7) 申請受付期間	8
(8) SDGs（持続可能な開発目標）への貢献	8
(9) 申請に際する注意点	9
7. 知的財産審査委員会	10
(1) 審査委員会までの流れ	10
(2) 審議資料	10
(3) 審査委員会への参加	11
(4) 審議における観点	12
(5) 審議結果の通知	12
8. 支援中・支援終了時の手続き	13
(1) 支援契約の締結と支援費の請求	13
(2) ライセンス活動状況等報告	13
(3) 支援した費用の返還	13
(4) 支援継続の要否判断	14
(5) 支援の終了	14
9. 利用にあたっての注意事項	15
(1) 研究成果展開総合データベース（J-STORE）での公開	15
(2) 大学発新産業創出プログラム（START）等との連携	15
(3) 申請内容に関する JST 内部開示	16
(4) 米国 IDS への対応についての注意点	16
(5) 申請内容に関する秘密の厳守	16
(6) 公にすることが予定されている情報について	16
(7) 本支援の利用にあたっての注意点	16
(8) 本支援に関するお知らせ	17
10. お問い合わせ先	18
11. 関連資料	19

1. 目的

- 国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という）では、平成 15 年度から大学等の外国特許出願の支援を開始し、平成 26 年度には『重要知財集約活用制度』として、平成 28 年度には『知財活用支援事業大学等知財基盤強化支援』として大幅な見直しを行いました。令和 3 年度も、大学等特許の実施許諾件数の増加及び技術シーズの事業化に向けた橋渡しの推進が図られるよう、大学等における知的財産戦略の策定及び知財マネジメントの強化に向けた総合的な支援を行います。
- 知財活用支援事業大学等知財基盤強化支援のうち権利化支援（以下、「本支援」という）では、海外への技術移転を想定した特許に対して、実際の外国特許出願の手続きを通じて申請機関が出願及び海外展開のノウハウを蓄積することにより、知財基盤の強化及びライセンス等技術移転活動を活性化することを目的としています。
限られた予算、人的リソースのなかで、審査及び支援の質を維持しつつ、JSTからの特許性評価・技術評価に関する支援、権利化に関するアドバイス等をより必要とする申請機関への支援を行ってまいります。

2. 権利化支援について

- 本支援では
 - 国公立大学・承認 TL0・大学共同利用機関・高等専門学校（以下、「大学等」という）のみが出願人となる国内基礎出願に基づく外国特許出願について、大学等保有のまま外国特許出願に係る費用の一部を支援します。
 - 申請案件には、1 件ごとに特許の目利き（以下、「JST 担当調査員」という）がつき、先行技術調査を踏まえた申請機関への発明ヒアリング、特許性・有用性に関する調査等を踏まえ、権利強化や活用のための助言等を行います。
 - 外部有識者から構成される知的財産審査委員会では、実用化を担う企業の視点から技術移転や事業化へと繋がる可能性が高い「より強い特許」への支援を目的に、申請案件における特許性評価・技術評価に関する支援及び出願内容や出願要否等を含む権利化に関するアドバイス等を行います。

3. 令和 3 年度の公募に向けて

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が未だ猛威を振るう中、めまぐるしく変化する状況に柔軟に対応すると共に、大学等の知財マネジメント力強化、技術移転活動の継続を目的として、本年度も権利化支援を実施します。JST からの特許性評価・技術評価に関する支援、権利化に関するアドバイス等をより必要とする申請機関の皆様の積極的なご利用をお待ちしています。
本年度から、権利化を目指す当該発明の「技術移転が進められている傍証」に、ライセンス予定先や共同研究予定先との契約交渉時に結ぶ秘密保持契約も含めます。ただし、TL0 等の技術移転活動の委託に関するものではなく、当該発明を実施しようとする企業等との間で結ばれた契約に限ります。
なお、COVID-19 対策の影響により、本支援への申請書類が申請期限までにそろわない恐れがある場合には、本支援の Web ページで公開しております新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせをご参照の上、まずは権利化支援へご申請ください。

4. 公募要領の主な変更点

項目	変更内容	令和3年度 4月の新規申請から適用
6. 申請要件 (2) 申請分野	各専門分野における技術詳細を記載した資料を追加	<ul style="list-style-type: none"> • 発明内容に最も近いと思われる専門分野を選択してご申請ください。（1分野：バイオ・薬品・医薬等、2分野：電子部品・光デバイス・材料等、3分野：合成化学・化学物質等、4分野：機械・処理操作・光通信・ソフトウェア・ネットワーク等） ※ より詳細な技術内容については、関連資料「7. 各専門分野における技術内容の詳細」をご参照ください。
(9) 申請に際する注意点	終了申請書の提出についての注意点	<ul style="list-style-type: none"> • PCT出願支援中の案件において、PCT出願段階位で権利化断念や譲渡等の理由により、指定国移行支援申請を行わない場合は、必ず支援終了申請を行ってください。 ※ 指定国移行支援申請（継続申請）を行ったが、否受理になった場合、申請の取下げ申請を行った場合にも、支援終了申請書は必要となります。
(6) 申請書類 1) 米国仮出願等の外国特許出願を基礎とした出願支援申請を行う場合	外国語出願を基礎とした出願支援申請を行う場合の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> • 米国仮出願及び特許条約（PLT）に対応した特許法改正（平成28年4月1日施行）に伴う以下の出願を基礎とした外国特許出願の支援を希望する場合、またはこれら以外に、基礎出願を外国語で行った場合には、権利化を図ろうとする発明を考慮した特許請求の範囲及びその日本語訳、明細書及び図面を申請時にご提出ください。 • 審議資料の提出期限までには、明細書の日本語訳（特許庁へ提出予定のもの）を提出し、審議資料に含めください。
3) 「技術移転が進められている傍証となる文書」について	技術移転が進められている傍証として認められる書類の追加	【傍証として認められるもの】 7. 秘密保持契約（Non-Disclosure Agreement）

5. 支援概要

(1) 支援の対象

- 大学等で生まれた研究成果に関する国内基礎出願（以下、「基礎出願」という）に基づく PCT 出願及び指定国移行（以下、「外国特許出願」という）のうち、大学等のみが出願人となって行う、以下 1）、2）に該当するものとする。
 - ※ 外国への技術移転を想定した外国特許出願のみ支援の対象となります。
 - ※ 民間企業等（国立研究開発法人、公設試等の研究機関も含まれます）との共同出願又は発明者個人との共同出願を基礎出願とする PCT 出願、指定国移行は申請対象外となります。
 - ※ 新規性喪失の例外規定（特許法第 30 条）及び PCT 条約（規則 4.17）を含む各国における新規性喪失の例外規定を適用した特許出願は申請の対象外となります。

1) PCT 出願をこれから行うもの

- 大学等が行う基礎出願に基づく優先権主張を伴う PCT 出願が支援の対象となります。
 - ※ 米国の仮出願及び海外の大学との共同研究等に基づく第 1 国出願が日本国外での出願を基礎とする日本国特許庁への PCT 出願も支援の対象とします。
- PCT 出願において全指定とするか日本国を指定国から除外するかについては、申請機関の判断によります。

2) PCT 出願済で指定国移行をこれから行うもの

- 1) の支援を受けて出願した、大学等が行う PCT 出願後の指定国移行が支援の対象となります。
- 1) に申請し、否受理となったもの、申請を取下げたもの、支援の対象とならなかったものについても、支援の対象となります。
 - ※ PCT 出願の支援を受けた場合にも、指定国移行支援の継続申請を行ってください。
 - ※ 指定国移行段階での支援が不要となった場合（指定国移行の手続きを行わないことが決定した場合を含む）には、PCT 出願支援に関する支援終了申請を行ってください。
- EPC 締約国への特許出願の支援は原則 EPC 経由を対象とします。PCT を経由した各国への直接出願を希望する際には、事前に「[10. お問い合わせ先](#)」までご連絡ください。

(2) 日本国移行の取扱い

- 日本国への移行費用は支援対象外となります。
 - ※ PCT 出願の支援決定に基づき JST 申請前の日本国特許庁に所属した状態に戻す観点から、日本国への移行書面提出費用に限り支援対象とします。
 - ※ 支援対象は、日本国への移行書面の提出（PCT19 条補正・34 条補正の写しの提出を含む）に係る公的費用及び付随する代理人費用（翻訳料は対象外）に限ります。

(3) 権利の帰属

- 特許を受ける権利及び特許権は出願人（申請機関＝大学等）に帰属します。
- 申請機関は、有用な権利の確保、その特許を受ける権利及び特許権の活用に努めてください。

(4) 支援期間

- PCT 出願に関する支援契約の有効期間は、支援契約の締結から 3 年が経過した年度の末日、指定国移行支援に関する支援契約の有効期間は、基礎出願日から 7 年が経過した年度の末日とします。欧州

特許は権利化まで時間がかかることが多いため、早期権利化のための早期審査を推奨します。

- 基礎出願日から4年経過した年度（PCT出願から3年経過時）以降、毎年度、ライセンス活動等の進捗状況に応じて支援継続の見直しを行います。このため、上記の支援契約の有効期間内であっても、支援が終了される場合があることにご留意ください。

（5）支援内容

1）PCT 出願費用・指定国移行手続き費用に関する支援

- 支援決定後に申請機関と JST との間で締結する「権利化支援に関する契約書」に基づき、PCT 出願と指定国移行手続きに係る費用のうち支援対象外費用を除いた額の 8 割を支援します（残る 2 割及び支援対象外費用については申請機関でご負担ください）。
- 持分比率と費用負担割合は同じにしてください。費用負担割合と持分比率が異なる場合は、いずれか小さい値を支援割合とします。

※ 申請の際、国毎に持分比率と費用負担比率が異なる場合には、事前に「[10. お問合せ先](#)」までご連絡ください。

※ 持分比率の整数表記が不可能な場合、小数点以下を切り捨てた値を支援割合とします（1/3 の場合は 33%等）。その際に発生しうる不足分については申請機関での負担をお願いします。実際の費用負担割合と、JST の支払い額に差が生じた際に、過請求を避けるためにご協力をお願いします。

- 支援契約書については、巻末又は本支援の Web サイトをご参照ください。
Web サイト https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_03etc.html#CONTENT_1_1
- 支援案件について、支援対象国において分割出願がなされた際には、分割後のいずれか 1 特許を支援の対象とします。
- 支援対象となる経費の概要は以下の通りです。詳細は、請求要項をご参照ください。

1. 特許出願・審査に係わる公的費用

- 出願手数料
- 出願審査請求手数料
- ※ 特許権が発生した後の維持費用は支援対象外

2. 特許出願・審査に係わる弁理士費用・翻訳料等

- 出願書類作成費用、翻訳料、現地代理人費用、審査対応費用等
- ※ 特許権が発生した後の維持費用の納付に伴う代理人費用は支援対象外

3. その他

- 翻訳については、英語から日本語への翻訳費用及び1言語につき税抜き100万円を超える費用は請求できません。支援割合が100%ではない場合、前述の税抜き100万円に支援割合を掛け合わせた額が上限となります。
- 他の公的機関からの支援や、国立大学法人等の費用免除・軽減措置などで特許出願等の経費の支援を既に受けている場合には、支援費用の請求が重複しないようご注意ください。
- 支援対象外費用の詳細については「権利化支援に関する契約約款」又は「請求要項」にてご確認ください。
- 米国仮出願及び海外の大学との共同研究等に基づく第1国出願が日本国以外での出願を基礎とするPCT出願支援では、日本国への移行費用は支援対象外となります。
- PCT出願支援段階での翻訳費用は支援対象外となります。
- PCT出願支援に申請し、否受理となったもの、申請を取下げたもの、支援の対象とならなかったものについては、PCT出願費用・日本国への移行費用は支援対象外となります。

2) JST 担当調査員による特許性評価・技術評価に関する支援

- 申請案件には、1件ごとにJST担当調査員がつき、先行技術調査を踏まえた申請機関への発明ヒアリング等、必要に応じて特許性・有用性に関する調査及び権利強化や活用のための助言等を行います。

3) 外部有識者から構成される知的財産審査委員会による権利化に関するアドバイス等

- 申請案件に対して、外部有識者から構成される知的財産審査委員会では、企業視点から技術移転や事業化へと繋がる可能性が高い「より強い特許」への支援を目的に、特許性評価・技術評価に関する支援及び出願内容や出願要否等を含む権利化に関するアドバイスを行います。その結果は、支援の可否とともに通知します。(後述の「[7. 知的財産審査委員会](#)」に関連事項を記載)。

(6) 支援費用の返還

- 本支援では、各支援対象国に対する費用支出が終了した後、支援契約に基づき、JSTから支援を受けた金額を上限として支援費を返還いただきます。詳細については、「[8. 支援中・支援終了時の手続き](#)」をご確認ください。

6. 申請要件

(1) 申請機関

- 申請機関は大学等（国公立大学・承認TLO・大学共同利用機関・高等専門学校）に限ります。国立研究開発法人、公設試等の研究機関、民間企業、発明者等の個人が申請機関となることはできません。
- 大学等による共同申請の場合は、申請機関間で協議の上、代表する一機関（以下、「代表申請機関」という）からご申請ください。審議に関する各種通知は代表申請機関にのみ送付します。
※ 代表申請機関は、申請機関を代表し、発明ヒアリングへの対応、審議資料の作成、審査委員会での発表・質疑応答の実務、取りまとめの責任者となります。また、支援決定後の、権利の移転・譲渡に伴う各種手続きの取りまとめの責任者となりますので、事務局からの問い合わせの窓口としてご対応ください。
- 代表申請機関は、自機関を「代表申請機関」、他機関を「共同申請機関」としてご申請ください。共同申請機関についても、電子公募システムの登録が必要となります。出願人ではあっても共同申請機関としての申請がない機関については、支援対象となりませんのでご注意ください。詳しくは「[\(4\) 申請方法](#)」をご参照ください。
※ 支援を希望しない機関は、共同申請機関となりません。申請時のJST電子公募システムへの入力も不要です。
- 申請に関するJSTからのお問い合わせに直接対応いただける知財部門の方を申請担当者としてください。

(2) 申請分野

- 発明内容に最も近いと思われる専門分野を選択してご申請ください。（1分野：バイオ・薬品・医薬等、2分野：電子部品・光デバイス・材料等、3分野：合成化学・化学物質等、4分野：機械・処理操作・光通信・ソフトウェア・ネットワーク等）
- 申請予定の案件について、専門分野が不明な場合は、事前に「[10. お問い合わせ先](#)」までお問い合わせください。
※ より詳細な技術内容については、[関連資料「7. 各専門分野における技術内容の詳細」](#)をご参照ください。
※ 申請された発明内容を加味し、申請時に選択された専門分野をJSTにて変更する場合があります。変更した際には申請機関へご連絡します。

(3) 申請上限数

- 新規申請は、年間30件以内でご活用ください。代表申請機関として申請した以下の1)、2)に該当するものを新規申請としてカウントします。
 - PCT出願支援申請を行い受理されたもの
 - 1)へ申請し、否受理となったもの、申請を取下げたもの、支援の対象とならなかったものの内、指定国移行支援申請を新たに行い受理されたもの

(4) 申請方法

- 本支援への申請は、JST電子公募システム (<https://u-pas.jst.go.jp/app/mng/login/init>) より行ってください。
ご利用方法・入力方法をまとめたマニュアルも、上記ページでダウンロードできます。

- 初めて本支援を利用する機関は、事前にJST電子公募システム用のユーザID・パスワードを発行しますのでkenri@jst.go.jpまで電子メールにてお問い合わせください。なお、共同申請機関として支援を利用される場合も登録が必要です。あらかじめ共願機関のご申請者にご確認ください。
- JST電子公募システムでは申請状況が確認できます。登録直後のステータスは「受理待ち」となり、JSTで内容を確認後に「受理」とした上で、電子メールで「受理のご連絡」を送付します。申請を行ったにも関わらず「受理待ち」とならない場合には、申請番号あるいは出願番号及び代表発明者氏名を沿えて、kenri@jst.go.jpまでお問い合わせください。
新規性喪失の例外規定（特許法第30条）及びPCT条約（規則4.17）を含む各国における新規性喪失の例外規定を適用した特許出願は申請の対象外となります。

（5）申請期限

- PCT出願支援申請については、基礎出願に基づく優先日から6ヶ月後までに電子申請を行ってください（複数の優先権を伴う場合は、最先の日から6ヶ月以内）。より強い特許にするための準備時間の確保のため、基礎出願後、早めの申請を推奨します。
- 指定国移行支援申請（PCT出願支援中案件の継続申請を含む）については、優先日から24ヶ月後までに申請を行ってください。
※ 申請期限が日本の休日又は、JSTの休日であった場合には、翌営業日を申請期限とします。

（6）申請書類

- 希望される支援（PCT出願支援申請、指定国移行支援）の申請によって必要となる書類が異なります。提出が必要な書類の詳細は、[関連資料「令和3年度申請書類一覧」](#)をご覧ください。
- 申請様式は、以下のWebサイトをご参照ください。
Web ページ：https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu03.html

1) 米国仮出願等の外国特許出願を基礎とした出願支援申請を行う場合

- 米国仮出願及び特許条約（PLT）に対応した特許法改正（平成28年4月1日施行）に伴う以下の出願を基礎とした外国特許出願の支援を希望する場合、またはこれら以外に、基礎出願を外国語で行った場合には、権利化を図ろうとする発明を考慮した特許請求の範囲及びその日本語訳、明細書及び図面を申請時にご提出ください。
 - 特許法第38条の2関係に基づく特許請求の範囲を付けずに行った特許出願
 - 特許法第38条の3関係に基づく先の出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願
- 明細書の日本語訳（特許庁へ提出予定のもの）は審議資料の提出期限までにご提出ください。

2) 「国際調査報告及び国際調査機関の見解書」について

- 指定国移行の支援に申請する場合、国際調査機関の見解書をご提出ください。（国際予備審査請求を行った場合は国際予備審査報告書もご提出ください。）申請時点で書面が届いていない場合は、JST電子公募システムの「JSTへの連絡事項」欄にその旨を記載の上、先に電子申請を行い、申請期限の2ヶ月後までにご提出ください。期限までの提出ができない場合には、申請の取下げ申請書をご提出ください。
- 国際調査機関の見解書において、主要な請求項の新規性、進歩性、産業利用可能性（以下、「特許性」という）に否定的見解が残る場合の権利範囲等の補正については、代表・共同申請機関の判断にて適切に行ってください。補正を伴う国際予備審査請求を行う際には、国際予備審査請求書の第IV欄（国際予備審査に対する基本事項）にて、国際予備審査の早期開始希望を行ってください。
- ただし、提出期限（申請期限の2ヶ月後）の時点で、全ての請求項の特許性に否定的見解が残る場

合には、支援する根拠が不足しているという考えにより審議対象外とし、申請の取下げ申請書をご提出ください。

※ 提出期限が日本の休日または、JSTの休日であった場合には、翌営業日を提出期限とします。

3) 「技術移転が進められている傍証となる文書」について

- 指定国移行段階では、その研究成果の実用化がまさに進展途上にある等の、本支援が真に効果をあげることが期待される申請案件を支援します。
- したがって指定国移行支援申請では、技術移転活動がなされている傍証として、PCT出願期限以降も有効であり、その発明が活用されることを示す実施許諾契約や共同研究契約等の文書をご提出ください。申請期限までに文書のご提出がない場合には否受理となりますのでご注意ください。
- 具体的には、以下の文書を想定しています。いずれも申請案件と該当文書の関係（記載される出願番号・特許番号等や当該特許を利用する研究・技術の内容、契約期間、相手先が民間企業等であるか否か等）を確認できる文書である必要があります。文書中にこれらの情報が明記されていない場合、申請機関は、基礎出願と該当文書との関係を判読できるよう、具体的な補足説明をご追記ください。

【傍証として認められるもの】

1. 当該発明に関する民間企業等との実施許諾契約書類（※）
2. 当該発明に関する民間企業等との共同研究契約書類（※）
3. 当該発明に関する民間企業等との試料提供契約書類 (Material Transfer Agreement)（※）
4. 当該発明に関する民間企業等とのオプション契約書類（※）
 - ※ 以上の4点については、申請時には交渉進捗中の契約書案等の文書で構いませんが、申請期限の3ヶ月後までに、当事者間合意の契約案をご提出ください。期日までに提出がない場合には、審議対象外となります。申請の取下げ申請書をご提出ください。
5. 特定の企業との連携以外で技術移転を目指す場合、実用化に向けた活動の進展等が合理的に説明され得る書類
(例) 医師主導治験の計画書、技術研究組合設立認可申請書のうち試験研究の実施計画書
6. 申請添付様式4（申請機関にてベンチャーを設立することにより実用化を目指す場合）
 - ※ ベンチャー設立前に限り、申請添付様式4を傍証として認めます。設立以降はベンチャー企業との実施許諾契約等の書類の提出が必要となります。
7. 秘密保持契約 (Non-Disclosure Agreement)
8. その他、当該発明に関して何らかの収入が発生していることを証する書類

【傍証として認められないもの】

1. 技術移転機関への技術移転活動の業務委託契約書類等
2. そのほか、JSTが申請案件の技術移転の傍証とは認めない書類

(7) 申請受付期間

- 令和3年度中 随時

(8) SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

- 申請に際し、提案する発明について、『SDGs（持続可能な開発目標） 持続可能な開発のための2030アジェンダ』で掲げられた世界的な17の目標への貢献について検討し、申請添付様式1：発明概要にて該当するものをご選択ください（最大3つまで選択可）。

JSTにおけるSDGsへの取り組み <https://www.jst.go.jp/sdgs/index.html>

(9) 申請に際する注意点

- PCT出願の支援が決定した案件についても、指定国移行支援を受けるためには改めて指定国移行支援に関する審査の継続申請を行い、審査委員会にて支援の決定を受ける必要があります。
- 指定国移行支援申請（継続申請）の際の案件名は、PCT支援申請時と同じものにしてください。
- 申請受理後、審査委員会までに申請を取下げの場合には、以下のWebページにて「申請の取り下げ・支援の終了・譲渡などのお申し込み」をご参照いただき、申請の取下げ申請書を電子メールで kenri@jst.go.jp までお送りください。

Webページ：https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_03etc.html#CONTENT_1_9

- PCT出願支援中の案件において、PCT出願段階で権利化断念や譲渡等の理由により、指定国移行支援申請を行わない場合は、必ず支援終了申請を行ってください。

※ 指定国移行支援申請（継続申請）を行ったが、否受理になった場合、申請の取下げ申請を行った場合にも、支援終了申請書は必要となります。

7. 知的財産審査委員会

本支援では、申請された案件の支援可否について、申請書記載の「発明の属する分野」ごとに設置された有識者委員会からなる審査委員会で審議します。申請機関の申請担当者は、JST 担当調査員のサポートの下、審議資料の作成及び審査委員会での発表及び質疑応答を行います。

審査委員会への参加を通じて審査委員会からのコメント等を直接受け取り、権利化やライセンス活動等の今後の知財マネジメントに役立てていただくことが本支援の狙いです。

- ※ 早期の審議を希望する場合には、JST 連絡欄にその旨をご記載ください。
- ※ 代表申請機関又は共同申請機関の申請担当者及び発明者は、発明ヒアリングや審査委員会において、日本語でご対応ください。

(1) 審査委員会までの流れ

1. 申請内容、書類の確認後、審査委員会事務局より受理通知を送付します。
2. 申請案件を担当するJST担当調査員より、今後のスケジュール（発明ヒアリングの設定、審査委員会日、審議資料作成期限等）について電子メールにてご連絡します。
3. JST担当調査員から、先行文献調査を踏まえた発明ヒアリングを行います。必要に応じて特許性・有用性に関する調査結果及び権利化や活用のための助言等も行います。
4. JST担当調査員より審査委員会日を通知しますので、申請機関はその約5週間前までに審査委員会への参加登録を行ってください。
5. 申請機関は審査委員会の審議資料を作成し、JST担当調査員へご提出ください。JST担当調査員は、申請内容に基づく先行技術調査及び申請機関への発明ヒアリングの結果から、発明内容の明確化、特許請求項の整理、市場性調査等、資料作成の準備段階をサポートします。
 - ※ 資料の提出期限については、JST担当調査員と個別に調整してください。
6. 知的財産審査委員会により、提出された審議資料の査読が行われます。
7. JST担当調査員より、審査委員会日の1週間前を目安に査読の結果をお知らせします。申請機関は必要に応じて対応を行ってください。
8. PCT出願支援段階、指定国移行支援段階ともに、審査委員会にて審議を行います。申請機関が作成した審議資料について、審査委員会にてご説明ください。
9. 審議結果については、審査委員会の終了後速やかにJST担当調査員より概要をご連絡した上で、概ね1ヶ月後を目途に文書にて通知します。

(2) 審議資料

- 審議資料は、発明の概要、特徴、特許性（請求項・出願明細の概要、先行技術との比較等）、有用性（技術移転の状況、市場規模、先行技術に対する比較優位性、技術・製品輸出の可能性等）、その他の追加情報を含めてください。
- 審議資料は、PowerPoint形式、A4サイズ横その他様式自由、15ページ程度にてご作成ください。JST担当調査員が、その構成や発明のポイントの絞り込み等についてサポートします。なお、審議資料の作成にあたりJST担当者が独自に入手し提供したデータについては、著作物保護の観点により本審査以外の目的に使用することはできません（二次利用はお控えください）

1) 追加資料

- 審査委員会による審議資料の査読終了後、JST担当調査員より結果をお知らせしますので、申請機関は必要に応じてご対応ください。必要に応じて質問への回答やデータ追加等を行う場合は、A4サイズ1枚以内にまとめ、審査委員会日の2営業日前の正午までにJST担当調査員へお送りください。

(3) 審査委員会への参加

1) 概要

審査委員会は PCT 出願又は指定国移行期限の 2 ヶ月前を目処に設定されます。申請から 2 ヶ月後を目処に委員会日が決定され、電子公募システム上に通知されます。JST 担当調査員からも通知します。

※ 早期の審査を希望する場合は、JST 連絡欄にその旨をご記載ください。

- 審査委員会への参加についての詳細・最新情報は以下のWebサイトをご参照ください。

Webサイト https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_06sanka.html

2) 参加登録

- JST担当調査員から審査委員会開催日が通知されましたら、開催日の約5週間前までに以下の参加申し込みフォームから、ご登録ください。

参加申し込みフォーム https://form.jst.go.jp/enquetes/sanka_01

- あらかじめ都合がつかない時間を記入いただきますが、調整の結果、必ずしもご要望に沿うことができない場合があることご承知おきください。

3) 参加者

審査委員会への参加を通じて、権利化やライセンス活動に参考となる審査委員会からのコメント等を直接受け取り、今後の知財マネジメントに役立てていただくことが本支援の狙いです。

審査委員会では、発明の本質理解と、より有効な権利範囲の模索のために、発明の技術的背景や、原理等についても質問が及ぶ可能性があります。それらにより、審査委員より具体的な請求項の見直し案などが提示されることもあります。これらの事実が公知の扱いとならないよう、参加者については申請機関との間で守秘義務が約されていることが前提となります。特に、出願人ではない機関からの参加者との秘密保持に関する取り決めには十分ご注意ください。

よって、参加者は以下に定める者とします。

1. 申請機関からの参加者

- 申請担当者、知財担当者、技術移転担当者、発明者

2. その他からの参加者

- 本願の技術移転活動を担っている者
- 本願の共同出願人である大学等に所属する者
- 大学等に所属する当該発明の共同発明者

※ 上記以外の、弁理士事務所等の申請機関外の方は参加できません。

4) 審査委員会での説明

- 審査委員会の委員は、審議資料を事前に査読した上で審査に臨みますので、論点を押さえた簡潔な説明をお願いします。
- 申請機関より要望があった場合には、JST担当調査員が主に説明を担当し質疑応答は申請機関が行う、などの役割分担による参加も可能です。

5) Web 会議システムの利用

- 審査委員会は JST が指定する Web 会議システム（無償）を使用して行います。
- 初めて接続を行う等により事前のテストが必要と JST が判断した際は、事前接続テストを行います。
- 原則、審査委員会当日の午前中に審査委員会事務局と当日テストを行います。

(4) 審議における観点

1) PCT 出願支援

- 特許性はもとより、市場性、社会公共性等を勘案し、以下のいずれかに該当するものを支援します。
 1. 技術の大幅な進歩を促すことが期待される画期的な着想に基づく発明
 2. 将来我が国の新規産業基盤を形成する可能性のある発明
 3. 大学等自身による戦略的な知的財産の保護・活用により大学知財基盤強化に資する発明
- 国際競争力強化の観点から、特に市場性や技術製品輸出の可能性等について「権利化支援における評価判定の基本的な考え方」の評価基準等を総合的に考慮しつつ、真に国益に資する技術を厳選して支援します。

※ 以下ページに「評価判定の基本的な考え方」を掲載していますのでご参考ください

Web ページ https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_06sanka.html

2) 指定国移行支援

- 指定国移行の審議においては、上記の観点に加え、出願希望国における市場性や技術・製品輸出の可能性等の観点から、支援可否の決定及び支援対象国の選定を行います。

(5) 審議結果の通知

- 審査委員会の終了後、JST 担当調査員より審議結果の概要を申請担当者へ通知します。
- 正式な審議結果は、審査委員会の概ね 1 ヶ月後を目途に「審議結果通知書」にて通知します。
- PCT 出願支援時の「条件」については、指定国移行支援申請の審議までに達成する必要があります。

8. 支援中・支援終了時の手続き

(1) 支援契約の締結と支援費の請求

- 「権利化支援に関する契約書」は、JSTと代表申請機関、各共同申請機関とがそれぞれ個別に締結します。
- 審査委員会の審議時点でJSTへ報告されている内容に基づいて契約を行います。出願人、負担割合、希望国等の情報等に変更がある場合には、審査委員会前までにkenri@jst.go.jpまでご連絡ください。
- 契約締結後は、JSTと各機関の契約書に基づき、それぞれ独自に請求を行ってください。支援費の請求は精算払いとします。精算請求書に証拠書類を添付して、機関名でJST宛にご請求ください。
- 請求についての詳細は、以下のWebサイト「精算請求手続きについて」にてご確認ください。
Webサイト https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_02seikyu.html

(2) ライセンス活動状況等報告

- 支援中の外国特許出願の技術移転状況及び支援の効果を把握するため、「権利化支援に関する契約約款」第9条の規定に基づき、ライセンス活動状況等を調査します。
 - 調査は、簡易版と詳細版に分けて実施します。簡易版は5～6月に行われるJST法人評価（本事業の評価）のため、また詳細版は翌年度以降の予算要求や事業見直しの基礎資料及び支援継続の見直しにおける判断資料として使用します。
 - 本支援の効果及び今後の改善の参考とするため、年1回、権利化進展状況の調査及び支援に関するアンケート調査を実施します。
 - 昨年度の調査結果については、以下のWebサイトで公開しています。
Webサイト <https://www.jst.go.jp/chizai/seikai.html>
- ※ 特に大きな成果については、事業成果としてJSTのWebページ等での公開、またその詳細についてのヒアリングを依頼する場合があります。ご協力をお願いします。

(3) 支援した費用の返還

- 支援対象となった特許を受ける権利又は特許権に基づいて申請機関が実施料収入や譲渡収入を得た場合、「権利化支援に関する契約約款」第4条又は第6条に基づき、支援額の全部又は一部の返還を求めます。
- 一部の支援国についてのみ実施料や譲渡収入が発生した場合は、当該支援国ごとに実施料収入、JSTの支援費を計算します。この場合、当該支援国に対しJSTが支援した費用に、各支援国にJSTが支援した費用（PCT出願費用など）を支援国数で割った金額を加えた額を、支援国の特許権に対する費用支出相当額とします。
- 返還の詳細につきましては、以下のWebサイトをご参照ください。
Webサイト https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_07web_questionnaire.html#CONTENT_1_2

1) 実施料収入が得られた場合

- 実施料収入（一時金、ランニングロイヤリティー、不実施補償金、技術開示料オプションフィー、その他名称を問わず本特許権又はその特許を受ける権利に関して申請機関が第三者から收受したものとJSTが認める対価）が得られた場合には、各年度の収入全体の50%をJSTにご返還ください。返還費用累計の上限はJSTの費用支出相当額とします。
- 実施料収入の返還額累計がJSTの費用支出相当額に至ったときは原則として費用支出を終了しますが、申請機関から継続の希望がある場合は別途相談に応じます。

2) 第三者へ権利譲渡した場合

- 特許を受ける権利又は特許権を第三者へ譲渡した場合は、譲渡手続きの完了後、速やかにJSTにご報告ください。
- 譲渡に伴う収入を得た場合には、譲渡価格から大学等の自己負担分（外国特許出願に係るJST支援対象外の費用）及び当該特許の譲渡に要する費用（譲渡に伴う活動費用、名義変更費用、発明者への還元分）を控除した額の返還を求めます。ただし、返還費用累計の上限はJSTが支援した費用支出相当額とします。

(4) 支援継続の要否判断

- 支援中の外国特許出願について、基礎出願日から4年が経過した年度（PCT出願から3年経過時）以降に、継続的に支援継続の要否の見直しを行います。
- JSTによる継続要否の判定にあたっては、技術移転活動の状況等を評価するため、上記（2）ライセンス活動状況等報告における「技術移転状況」を用います。

(5) 支援の終了

- 原則として、以下の場合に支援を終了します。
 1. 大学等の活動により実施許諾が行われ、実施料収入に基づく返還額累計がJSTの支援費の合計に至ったとき。
 2. 支援国における特許を受ける権利又は特許権が第三者へ譲渡されたとき。
 3. 当該指定国における本出願について移行手続きに関して支援すべきでないと判断したとき。
 4. PCT出願の支援について「権利化支援に関する契約」の締結の日から3年が経過した年度の末日。
 5. 指定国移行の支援について、基礎出願日から7年が経過した年度の末日。複数の優先権を伴う場合には、最先の優先日から起算します。
 6. 申請機関から終了申請がなされたとき。
 7. 上記（4）により、基礎出願日から4年が経過した年度（PCT出願から3年経過時）以降にJSTが支援の必要性を見直し、支援の必要性が認められないと判断したとき。
 8. その他、契約違反が生じた場合等 JST が必要と判断したとき。
- 本支援は、支援終了となった際にこれまでに申請機関が受けた支援費の返還を求めます。返還の詳細は、以下のWeb ページより「実施料収入に基づく支援費の返還について」をご参照ください。
Web ページ https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_07web_questionnaire.html#CONTENT_1_2
- ただし、大学等の責によらずして本特許出願について拒絶査定又は無効が確定した場合、又は、対象の特許が陳腐化した場合や権利化・活用の見込みが著しく低下した場合など、国費による支援を早期に終了すべきと JST が判断した場合は、大学等からの支援終了の希望に基づく場合でも返還を要しないものとします。
- 支援終了の申請に必要な様式等は、以下のWeb ページよりダウンロードしてください。
Web ページ https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_03etc.html#CONTENT_1_8

9. 利用にあたっての注意事項

(1) 研究成果展開総合データベース (J-STORE) での公開

- JST では特許の実用化を積極的に推進するため、申請添付様式 1 (発明概要) の「[5. JST 他事業の利用希望](#)」にて掲載を希望された特許情報について J-STORE へ掲載し公開します。
J-STORE <https://jstore.jst.go.jp/>
(JSTと確認書を締結されている大学等が対象になりますので、締結されていない大学等の方は、J-STORE 担当部署までご連絡ください。)
- 未公開の特許出願 (出願から 1 年 6 ヶ月未満のもの) の公開する項目は、申請機関の希望によりますが、発明の名称、出願人、発明者、出願番号、出願日、50 字程度の技術の概要 (申請機関で作成)、連絡先です。詳細は別途 J-STORE 担当部署よりご連絡します。
- J-STORE に掲載するまで時間が掛かる場合がありますので、早期掲載をご希望の方は J-STORE 担当部署へご連絡ください。
- なお、J-STORE に公開した特許出願に関する企業等からの問い合わせやライセンスの希望へのご対応は申請機関にてお願いします。

【J-STORE に関する連絡先】

JST 知的財産マネジメント推進部 知財集約・活用グループ
TEL: 03-5214-8293 FAX: 03-5214-8476 E-mail: j-store@jst.go.jp

(2) 大学発新産業創出プログラム (START) 等との連携

- 大学発新産業創出プログラム (START) では、大学等発ベンチャーの起業前段階から研究開発・事業育成のための公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、リスクは高いがポテンシャルの高いシーズに関して、事業戦略・知財戦略を構築し、市場や出口を見据えて事業化を目指します。
- ポテンシャルの高いシーズの事業化のさらなる推進を図るため、「権利化支援」と START が連携することにより、研究者が「権利化支援」の申請の際にご登録いただいた技術シーズ情報を事業プロモーターに開示できる仕組みを設けております。大学等発ベンチャーとして有望な技術シーズの場合、事業プロモーターが、事業化プランの申請に向けて更なる検討 (デューデリジェンス等) を行います。
(なお、事業プロモーターは本事業での活動に際し、JST と秘密保持を含めた契約書を締結しておりますので、特許申請内容等を他に漏らすことはございません。)
- この連携制度を活用して、発明者が START プロジェクト支援型の公募において技術シーズ情報として、発明概要の登録をご希望の場合は、申請添付様式 1 (発明概要) の「[5. JST 他事業の利用希望](#)」の欄のうち、『「大学発新産業創出プログラム」の公募情報の提供を希望する』にチェックをお願いします。申請後、START 事務局より、登録のご案内をします。

STARTの詳細については、STARTホームページ (<https://www.jst.go.jp/start/>) をご参照いただくか下記連絡先までお問い合わせください。

【事業内容全般に関する連絡先】

JST 産学連携展開部 START 事業グループ
〒102-0076 東京都千代田区五番町 7 K's 五番町
TEL: 03-5214-7054 E-mail: start-boshu@jst.go.jp

(3) 申請内容に関する JST 内部開示

- 申請内容は、本支援における審査に限り使用します。
- ただし、申請機関のご希望により、JSTのファンディング事業の担当部署に申請内容を開示することがあります。なお、JSTが実施している他事業への申込は別途必要である点、ご留意願います。希望する場合には、申請添付様式 1（発明概要）の「[5. JST他事業の利用希望](#)」の「JSTが実施する他の大学支援事業等への情報提供」にて「希望する」をご選択ください。
- また、大学等知財基盤強化支援の一つである「知財集約制度（知財譲受）」への申請情報の提供を希望する場合には、申請添付様式 1（発明概要）の「[5. JST他事業の利用希望](#)」の「知財集約精度（知財譲受）」への申請情報の提供を希望する」にて「希望する」をご選択ください。

(4) 米国 IDS への対応についての注意点

JST が提供する先行技術文献名等の情報は、米国 IDS の情報開示等の対象となることがありますのでご留意ください。情報開示義務を果たさなかったこと等により申請機関に不利益が生じたとしても JST は責任を負いかねますので、ご承知おきください。

(5) 申請内容に関する秘密の厳守

- 申請書又はヒアリング時に提供された資料は返却しません。
- 申請書記載内容、JST担当調査員と交わした発明に係る内容、調査結果、審査委員会で使用した発表資料等は、申請機関の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000059>) その他の観点から、本支援における審査以外の目的に使用しません。申請内容に関する秘密は厳守します。
- 審査委員会で開示された情報も秘密の保護がなされます。JST職員は国立研究開発法人科学技術振興機構法 (<https://www.jst.go.jp/all/about/law.html>) 第16条により又審査委員会の委員は委嘱契約書により、その職務に関して知ることのできた秘密について守秘義務が課せられております。本守秘義務については、その職を退いた後も引き続き課せられます。

(6) 公にすることが予定されている情報について

支援が決定した申請に関する情報（制度名、JST 整理番号、申請機関名、発明者氏名、案件名、支援金額及び期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

(7) 本支援の利用にあたっての注意点

安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
- 日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研

究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

- ・ 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- ・ 経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。
 - ・ 経済産業省
 - 1) 安全保障貿易管理(全般) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
 - 2) 「安全保障管理ハンドブック」「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)」等 <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law08.html>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/index.html>

(8) 本支援に関するお知らせ

申請方法、運用上のお知らせ等は随時、以下のWebサイトに掲載しますのでご参照ください。

大学等知財基盤強化支援(権利化支援): https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html

公募開始や請求要項等、支援全体に係る連絡を一斉配信メールで行う場合があります。一斉配信メールの受信先を変更あるいは追加したい場合には、「[10. お問い合わせ先](#)」までお知らせください。

10. お問い合わせ先

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）
知的財産マネジメント推進部 大学知財支援グループ
〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3 サイエンスプラザ
電話：03(5214)8413
FAX：03(5214)8476
E-mail：kenri@jst.go.jp
HP：https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html

1 1. 関連資料

1. [申請添付様式 1 発明概要](#)
2. [申請添付様式 2 技術移転体制等の概要](#)
3. [申請添付様式 3 各国での費用負担割合](#)
4. [申請添付様式 4 ベンチャー起業の概要](#)
5. [権利化支援に関する契約書](#)
6. [令和3年度申請書類一覧](#)
7. [各専門分野における技術内容の詳細](#)

1. 申請添付様式 1 発明概要 (青字は記入にあたっての注意事項)

大学等知財基盤強化支援 (権利化支援) 発明概要 (申請の際は必ず記入し添付してください)

※本様式は、申請担当者の方が作成することを想定しています。記載内容について問い合わせをする場合があります。

申請の種類

申請の種類	(選択してください)
PCT 審査時の JST 申請番号 (【再申請】の場合)	S20xx-xxxx-N0

※指定国移行段階からの新規申請は、申請対象外となります。

申請案件の基礎出願番号 (指定国移行申請の場合は PCT 出願番号) を記載してください

基礎出願番号	
--------	--

※基礎出願が複数ある場合は、最初の基礎出願番号のみ記載してください。

要記入項目は申請の種類毎に異なりますので注意してください。

1. 発明の内容

要記入: PCT 申請 再申請 継続申請

発明の概略	
-------	--

[SDGs (持続可能な開発目標) への貢献] 『SDGs 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』で掲げられた世界的な 17 の目標への貢献について 最大 3 つを選択してください

要記入: PCT 申請 再申請 継続申請

SDGs への貢献 (※)	(選択してください)
	(選択してください)
	(選択してください)

※目標の詳細、SDGs への貢献に関する JST の考え方については、以下の Web サイトを参照してください。

※JST 持続可能な開発目標 (SDGs) への科学技術イノベーションの貢献:

<https://www.jst.go.jp/sdgs/index.html>

2. 申請前調査結果

[発明者が出願前に発表した最も近似する技術]

要記入: PCT 申請 再申請

特許出願 (出願日)、論文等 (発表日)	本発明との差異、本発明の優位性

新規申請 (PCT 新規、再申請) の場合は必ず記入してください。申請機関による申請前調査が行われていない場合、受理できないことがあります。出願日前の発表がない場合には、出願後でも構いませんので、発明者自身の最も関連の深い論文等を記入してください。

[他者の公知技術・従来技術 調査結果]

要記入: PCT 申請 再申請

特許出願 (出願日)、文献等 (同一の技術・製造法等に関するものは、まとめて記載してください)	本発明との差異、本発明の優位性
使用データベース名: <input type="text"/> 検索期間: <input type="text"/> 検索式: <input type="text"/>	
使用データベース名: <input type="text"/> 検索期間: <input type="text"/> 検索式: <input type="text"/>	

検索したデータベース名、検索期間、キーワードを記入してください。

現在、入手困難な非特許文献等は、該当箇所の写しを必ず添付してください。

[マネジメント強化支援の利用有無]

要記入: PCT 申請 再申請

申請前のマネジメント強化支援の利用の有無	(選択してください)	JST 担当調査員名及び、 JST 管理番号 (JST201x-xxx)	JST20xx-xxxx
----------------------	------------	-----------------------------------------	--------------

※申請前に JST 担当調査員による発明相談や特許相談を受けた場合に記入してください。

本案件に関連して人的サポート/マネジメント強化支援を利用された場合は、本欄を記入してください。

3. 出願希望国と実用化計画

[応用が期待される用途] 有望なものから最大4分野を記載してください

要記入: PCT申請 再申請 継続申請

主な具体的用途	開発の進捗	技術の完成度
	(選択してください)	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 特定企業とのライセンス交渉が進展し、具体的な製品開発が進んでいる場合は「展開中」、現段階では実施企業の候補がない場合は「想定段階」を選択してください。 </div>
	(選択してください)	
	(選択してください)	
	(選択してください)	

※開発の進捗については、特定企業とのライセンス交渉が進展し、具体的な製品開発が進んでいる場合は「展開中」、現段階では実施企業の候補がない場合には「想定段階」を選択してください。

[移行希望国と外国出願の必要性]

要記入: PCT申請 再申請 継続申請

※PCT申請: 国名にはPCTと記載してください。

※指定国移行申請(再申請を含む): 支援を希望する国名を、7ヶ国を上限に記載してください。(欧州特許(EP)の記載は不要です。)EPCを經由せずに、PCTから欧州各国への直接移行を希望する際には、事前に公募要領記載の「10.お問い合わせ先」までご連絡ください。

希望順	国名	活動状況	契約企業又はライセンスの想定企業
1		(選択してください)	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 契約企業又は交渉先について、相手先企業名と国籍を記入してください。具体的な企業名を伏せても構いませんが、相手先の所属国については情報提供をお願いします。現地企業に対するライセンス活動だけでなく、日本企業との共同事業により当該国での事業展開が見込まれる場合も記入してください。 </div>
2		(選択してください)	
3		(選択してください)	
4		(選択してください)	
5		(選択してください)	
6		(選択してください)	
7		(選択してください)	

①有用性

-従来技術・競合技術に対する、「応用が期待される用途」についての本技術の優位性

②外国での出願・活用戦略及び技術移転計画

-先願・後願を含めた出願戦略

-ライセンス計画・予定時期、事業展開計画・予定時期、事業の市場規模等

図面等を使用した説明資料がある場合は、追加資料の有無にて「あり」を選択し、追加資料のファイル名をご記入の上、申請時にあわせて資料を提出してください。

追加資料がある場合には、自由様式で追加資料を別途添付してください

追加資料の有無	(選択してください)	追加資料ファイル名

4. 国内出願後(またはPCT出願後)の研究・開発進展状況

出願後の研究・開発の継続	(選択してください)	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 国内出願またはPCT出願を行ってから、申請までの研究開発の成果の有無及び、それに基づく出願書類の修正等について記入してください。継続支援の審議では、PCT採択時以降の進展が考慮されますので、状況について詳しくご記入ください。 </div>
出願後の成果	(選択してください)	
新たに取得されたデータ、実用化に向けた新展開等 (PCT出願前の申請では、国内優先権主張出願の予定の有無とその出願時期も記入してください)		
出願後の成果に基づくPCT出願/指定国移行手続き前の修正の有無	(選択してください)	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 新たに得られたデータ等に基づき、PCT出願前/指定国移行手続き前に修正を行う予定がある場合には、追加・修正ありを選択してください。 </div>

※国内出願またはPCT出願を行ってから申請までの研究・開発成果の有無について記入してください。

※また、出願後の成果に基づくPCT出願/指定国移行手続き前の修正の予定がある場合、「追加・修正あり」を選択し、「新たに取得されたデータ、実用化に向けた新展開等」欄で、その内容がわかるように記載してください。

5. JST 他事業の利用希望

要記入： PCT 申請 再申請 継続申請

J-STORE への掲載 (選択してください)	JST が実施する他の大学 支援事業等への情報提供 (選択してください)
「大学発新産業創出プログラム」の申請情報の提供を希望する (選択してください)	
「知財集約制度 (知財譲受)」への申請情報の提供を希望する (選択してください)	

※「希望する」を選択された場合、今後、他の支援事業担当者より本件に関するご案内をさせて頂く場合があります。
 ※本項目の選択により他事業への応募・申請等を省略できるものではありませんので、注意してください。
 ※「大学発新産業創出プログラム」の概要はこちら <https://www.jst.go.jp/start/>
 ※「知財集約制度 (知財譲受)」の概要はこちら <https://www.jst.go.jp/chizai/shuuyaku.html> (知財譲受の項目を確認してください)。

6. その他

研究段階で JST による助成金を利用している / 利用を計画している
 場合には、代表的な制度 1 つについて記載してください。

入： PCT 申請 再申請 継続申請

他の JST 公募事業・助成金利用 の有無 (選択してください)	JST 事業名	
	応募年度 (西暦)	年
	採択状況	(選択してください)
日本医療研究開発機構 (AMED) 公募事業・助成金利用の有無 (選択してください)	グラント番号 (JST 体系的課題番号)	JPMJ*****
	事業名	
	採択年度 (西暦)	年
	謝辞用課題番号	JP*****

※「他の JST 公募事業・助成金利用の有無」は、研究開発・技術移転活動における JST 事業の活用状況を記入してください。申請中または採択されたものを記載してください。不採択となった申請については記載する必要はありません。
 ※「日本医療研究開発機構 (AMED) 公募事業・助成金利用の有無」は、当支援における知的財産審査委員会委員との利害関係の判断の為に使用します。申請に関連した課題が採択されている場合のみ左欄で「利用している」を選択し、採択されている事業名、採択年度、AMED「謝辞用課題番号」を記入してください。

7. 国際調査機関の否定的見解への対応

要記入： 再申請 継続申請

国際調査機関の見解 (選択してください)	
否定的見解への対応 (国際予備審査請求) (選択してください)	
否定的見解への対応に関する補足	
国際調査報告書 第八欄「国際出願に対する意見」への対応 (審査官の意見が付されている場合、対応について必ず記載してください)	
JST による調査・審査の進め方 (選択してください)	

※否定的見解への対応についての詳細は、公募要領を参照してください。

移行段階からの新規申請・継続審査申請において、PCT 出願時に基礎出願の内容に追加・修正等を行った場合には
 主な追加・修正事項について記入してください。

8. PCT 出願支援審査時の条件・要望とその対応 基礎出願からの主な追加・修正

要記入： 再申請 継続申請

① PCT 出願支援審査時の条件・要望事項への対応	
条件・要望事項	その対応
② それ以外の基礎出願からの主な追加・修正事項	
主な追加・修正事項 (請求項単位ではなく、関連する事項はまとめて記載して構いません)	JST コメントに基づく 変更はチェック
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
該当箇所が多い場合、又は複雑な場合などは、適宜、対比表等を追加資料として提出してください。	
追加資料の有無 (選択してください)	追加資料ファイル名

※PCT 出願審査時の「条件」を満足していない場合、原則、継続移行審査は「支援しない」となりますので、継続支援の場合には必ず PCT 出願審査時の「審議結果報告」を確認してください。
 ※指定国移行支援申請の段階からの再申請・継続申請において、PCT 出願時に基礎出願の内容に追加・修正等を行った場合には、主な追加・修正事項について記入してください。

2. 申請添付様式2 技術移転体制等の概要（青字は記入例）

大学等知財基盤強化支援（権利化支援）技術移転体制等の概要

- ・申請の際は必ず記入してください
- ・全体で A4、2 ページ程度を目安に記載してください

年 月 日現在

1. 知財管理に関する体制

氏名	所属機関 部署	役職	本申請における立場
〇〇 〇〇	〇〇大学 産学連携センター 知的財産部門	部長	知的財産に係る責任者
〇〇 〇〇	同上	コーディネータ	申請（事務）担当者
〇〇 〇〇			特許経費に係る担当者

2. 技術移転に関する体制

氏名	所属機関 部署	役職	本申請における立場
〇〇 〇〇	〇〇大学 産学連携センター 知的財産部門	部長	技術移転に係る責任者
〇〇 〇〇		コーディネータ	技術移転に係る担当者

（※）技術移転について TL0 等の外部機関と連携している場合は連携先機関の記載をお願いします。

3. 貴機関における技術移転計画

※下記点を含む内容としてください（様式自由）。

- (1) 貴機関における技術移転に向けた取り組みや体制整備状況
- (2) (1)における本申請の権利化方針（先願・後願との関係、基本発明・応用発明 等）

4. 貴機関における発明創出から技術移転までのフロー概要図（様式自由）

※上記 1～2 の関係者の位置づけを入れて記載してください。

※貴機関の HP やパンフ等の組織図など使って図示頂いても結構です。

以上

3. 申請添付様式3 各国での費用負担割合（青字は記入例）

大学等知財基盤強化支援（権利化支援）各国での費用負担割合

申請者の費用負担割合が、各国毎に異なる場合は、以下に記入してください

希望国	申請者							
	○ △ 大学	□ △ 大学						
米国	50	50						
EP	100	0						
EP(ドイツ)	100	0						
EP(フランス)	100	0						
EP(イギリス)	100	0						
中国	50	50						

4. 申請添付様式4 ベンチャー起業の概要（青字は記入例）

大学等知財基盤強化支援（権利化支援）ベンチャー起業の概要

- ・申請機関にてベンチャーを設立することにより実用化を目指す場合に、技術移転の傍証として提出してください。
- ・全体で A4、2 ページ程度を目安に記載してください

3. 大学発ベンチャーの起業に関する体制

氏名	所属機関 部署	役職	起業計画における位置づけ
〇〇 〇〇	〇〇大学 産学連携センター 知的財産部門	部長	機関における窓口
〇〇 〇〇	〇〇大学大学院〇〇科	発明者	技術顧問
〇〇 〇〇	元〇〇化学	元部長	代表取締役
〇〇 〇〇	〇〇キャピタル		資金提供
〇〇 〇〇	〇〇キャピタル		企業に関するアドバイス

2. 起業計画

2-1. 起業スケジュール

※ベンチャー設立までの想定スケジュールを記載してください。

※現時点で着手済みの項目と、今後の計画が見分けられるよう記載してください。

2-2. 起業の礎となる先願・後願

※本申請の特許以外に起業の礎となる先願、後願があれば示してください。

※公開前の特許出願の場合には、非公開特許文献としてその出願書類を提供してください。

3. 事業構想の概要

3-1. 発明の特徴と競合する類似研究・先行技術、既存ビジネスとの比較

※必要に応じて比較一覧表等を添付いただいても構いません。

3-2. 既存のビジネスモデルに基づく実用化が困難と考える理由

※本発明の事業化に、既存企業へのライセンスではなく、起業を選んだ理由を記載してください。

3-3. 上記の問題点を克服する新しいビジネスモデルあるいは構想

※当該発明をどのような形態で実施するのかを示してください。

4. 当該技術の事業化により実現される未来あるいは克服される社会的課題（自由記述）

以上

5. 権利化支援に関する契約書（青字は記入例）

権利化支援に関する契約書

〇〇大学法人〇△大学（以下「申請機関」という。）は、以下に掲げる出願（以下「基礎出願」という。）に基づく特許権取得及びその実施について、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の費用支援を受けるために、権利化支援に関する契約約款を理解し、ここに権利化支援に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. 科学技術振興機構整理番号： S2020-0000（契約番号:200000-000-007001）
2. 案件名： 〇〇及び△△を作動させる機構
3. 優先権主張の基礎となる国内出願（基礎出願）：
出願番号： 2019-000000 2019/00/00
出願人： 〇〇大学法人〇△大学

4. 支援対象

区分	国又は出願 [出願別整理番号]	支援割合
特許協力条約に基づく国際出願	PCT 出願 [200000-000-PCT00]	100%

5. 優先関係

機構と申請機関の間において、本契約締結との先後を問わず、基礎出願の対象となる発明に関する共同研究契約又は委託研究契約が存在する場合、かかる共同研究契約又は委託研究契約の規定が本契約に優先して適用される。

上記を証するため、本契約を作成し、機構及び申請機関は記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

機構 東京都千代田区四番町5-3サイエンスプラザ
国立研究開発法人科学技術振興機構
分任契約担当者 知的財産マネジメント推進部長 原口 亮治

申請機関

権利化支援に関する契約約款

(定義)

第1条 本契約における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「本出願」とは、本契約に記載された基礎出願に基づく優先権主張を伴う出願の内、本契約にその支援対象として定められたものをいう。
- (2) 「本指定国移行手続き」とは、特許協力条約（以下「PCT」という。）第22条（1）に基づく指定官庁（欧州特許庁も含む）への手続きの内、本契約にその支援対象として定められたものをいう。
- (3) 「締約国の指定」とは、欧州特許出願に際して申請機関が行う欧州特許条約締約国の指定のうち、本契約にその支援対象として定められたものをいう。
- (4) 「本特許権」とは、本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定を経て生じる特許権をいう。
- (5) 「支援対象国」とは、本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定を行うことによって本特許権が成立する国をいう。
- (6) 「支援割合」とは、(1)から(3)に関する出願における申請機関の持分比率あるいは費用負担率のうちいずれか低い比率をいう。
- (7) 「実施料収入」とは、一時金、ランニングロイヤリティー、不実施補償金、技術開示料オプションフィー、その他名称を問わず本特許権又はその特許を受ける権利に関して申請機関が第三者から収受したものと機構が認める対価をいう。
- (8) 「支援期間」とは、本出願及び本指定国移行手続き又は締約国の指定に関する審議を行った機構の知的財産審査委員会の開催日以降、本契約の終了日までの期間をいい、申請機関はこの期間に発生した第3条に定める費用について機構に請求を行うことができる。
- (9) 「請求期限」とは、第3条に基づき申請機関が機構にその費用を請求することができる期限をいう。
 - イ 支援期間内においては費用発生日（現地代理人の請求書発行日。現地代理人を介さない手続きの場合は国内代理人の請求書発行日）から1年が経過した日
 - ロ 機構による支援継続要否判断の結果支援終了となる場合においては機構の指定する日
 - ハ 申請機関からの支援終了申請がなされた場合においては機構の指定する日
- (10) 「年度」とは、機構の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

(特許出願)

第2条 申請機関は、速やかに基礎出願に基づく前条（1）から（3）に関する出願手続きを開始するものとする。

(費用支出)

第3条 本特許権を成立させるために申請機関が支払った費用のうち、別紙1「支援対象外費用」に該当せず且つ機構が認める費用について、本契約4. 支援対象に記載された申請機関の支援割合に対応する額のうち80%を、機構が申請機関に支出する。

2 申請機関は、前条に定める本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定の後、前項に定める機構

からの支出を受けるため、機構が別途定める様式及び必要書類により、費用発生都度速やかに機構に請求を行うものとする。請求期限内に機構に請求書が到達しなかった費用については、申請機関はその支出を機構に求めることができない。但し、年度末等で機構から申請機関に別途請求書送付時期を指定する場合には、通知する指定期間内に申請機関は機構に請求を行うことができる。

- 3 別紙1に記載する支援対象外費用の他、申請機関の手続きの瑕疵により生じた費用、本契約の趣旨に照らして不適切な用途に支出された費用及び支援対象費目であることが判別できる情報の付されていない費用は支援対象外費用とする。
- 4 著しく高額な請求については、機構が申請機関に個別に内容を確認し、支援対象外とする場合がある。

(実施料収入の取り扱い)

第4条 申請機関は、いずれかの支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権に関して、実施料収入を得た場合、かかる実施料収入についての機構の事前の書面による承諾がない限り、前条に基づき機構が支出した費用のうち当該支援対象国に関する費用支出相当額を次項以下に従い、機構に返還するものとする。

- 2 申請機関は、前項に基づく申請機関の支払いについて、当該支援対象国に関して機構が行った費用支出相当額の累計から前年度までの申請機関による返還額の累計を控除した額を上限として、機構が第8条及び第9条に定める報告に基づき各年度の実施料収入の額を確定後、速やかに当該実施料収入の額の半分を機構に返還するものとする。
- 3 PCT出願が支援対象となっている場合、PCT出願の移行手続き前に発生した全指定国に共通する手続きに関する費用（国際出願費用等）を本指定国移行手続きを行う国の数で除して得られた金額については、当該移行の行われた国に関する機構の費用支出相当額として算入されるものとする。
- 4 欧州特許出願が支援対象となっている場合、欧州特許の付与が公告されるまでの欧州特許出願締約国に共通する手続きに関する費用を締約国の指定が行われた国の数で除して得られた金額については、当該締約国に関する機構の費用支出相当額として算入されるものとする。

(費用支出の終了)

第5条 機構は、各支援対象国において次の各号の一の事由が生じた場合には、第3条に基づく機構の費用支出の全部又は一部を終了するものとし、括弧書きがあるときはそれぞれ括弧書きに定める日を、それ以外については機構が定める日をもって費用支出を終了する。

- (1) 前条に基づき支援対象国毎に計算された申請機関の返還額の累計が、機構の費用支出相当額の累計総額に至った場合
- (2) 支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権が申請機関から第三者に対し譲渡された場合
- (3) 支援対象国において、拒絶査定が確定した場合、放棄、出願取り下げがなされた場合、もしくは本特許権について無効が確定した場合
- (4) 機構が当該指定国における本出願について移行手続きに関して支援すべきでないと判断した場合
- (5) 本出願において、指定国移行期限が到来した場合（指定国移行期限日）
- (6) 本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定において、申請機関からの支援終了申請がなされた場合（申請機関による終了申請日）
- (7) 申請機関が本契約の条項に違反した場合

(8) 主務官庁からの指示、行政指導又は財政上の問題等により機構が本契約に基づく支援を行うことが困難な状況に至った場合

(9) その他機構が必要と判断した場合

2 機構は、原則として本出願から3年が経過した時点以降、適宜、費用支出の必要性について支援対象国毎に検討し、その唯一の裁量に基づき必要性が低いと判断した場合には、申請機関にその旨通知の上、以降の費用支出を行わない。

(費用支出の終了に基づく支援費の返還)

第6条 前条第1項(3)、(5)、(6)、(8)及び(9)の事由により費用支出が終了した場合、機構の書面による別途の指示がない限り、申請機関は機構に対し、費用支出を終了した支援対象国に関する機構の費用支出相当額から申請機関が第4条に基づき返還した額を控除した額を返還するものとする。

2 前条第1項(2)に従い費用支出が終了した場合、機構の書面による承諾がない限り、申請機関は機構に対し、第3条に基づき機構が支出した金額全額から申請機関が第4条に基づき返還した額全額を控除した額を返還するものとする。但し、返還額は本特許権の譲渡価格から申請機関の自己負担分(外国出願に係る機構の支援対象外の費用)及び本特許権の譲渡に要する費用(譲渡に伴う活動費用、名義変更費用、発明者への還元分)がある場合には、これを控除することができる。

3 第1項にかかわらず、申請機関の責によらずして前条第1項(3)に従い費用支出が終了した場合、返還を要しないものとする。

4 第1項にかかわらず、前条第1項(5)又は(6)に従い費用支出が終了した場合、申請機関における知的財産マネジメント戦略に基づく終了事由であり且つ機構が特に認める場合については、返還を要しないものとする。

5 前条第1項(7)に従い費用支出が終了した場合及び第12条に基づき本契約が終了する場合、機構の書面による承諾がない限り、申請機関は機構に対し、第3条に基づき機構が支出した金額全額から申請機関が第4条に基づき返還した額全額を控除した額を返還するものとする。

6 本条に基づく申請機関の支払い方法については、機構と申請機関との別途協議により定める。

(権利確保・実施許諾に関する努力等)

第7条 申請機関は、有用な権利の確保に努めるとともにその経済性にも配慮するものとする。

2 申請機関は、本特許権が実施されるよう最大限努力するものとする。

3 機構は、申請機関より希望があった場合は、J-STORE(研究成果展開総合データベース)により本案件にかかる内容を公開することができるものとする。公開する内容については機構と申請機関との別途協議により定める。

(報告)

第8条 申請機関は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき又は生ずるおそれがあるときは、速やかにその内容を機構に報告しなければならない。

(1) 支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権の第三者への実施許諾

(2) 支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権の第三者への譲渡

(3) 申請機関の所在地の変更、名称の変更

- (4) 申請機関の解散、合併、会社分割、営業譲渡などの組織再編
- (5) その他申請機関に著しい変動を来すおそれのある事由であって前各号に準ずると認められる事由

(報告書の提出)

第9条 申請機関は、契約締結日から契約終了日まで年度ごとに支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権につき所定の様式によるライセンス活動状況等報告書を機構に対し提出しなければならない。

(秘密保持)

第10条 機構及び申請機関は、本契約の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び業務上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報（以下「秘密情報」という。）について、これを第三者に開示・漏洩してはならない。但し、相手方の書面による事前の承諾を受けた場合を除く。

- 2 機構及び申請機関は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約において秘密情報として扱わない。
 - (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
 - (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に取得したことを証明できる情報
 - (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報
- 4 機構及び申請機関は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要且つ相当な範囲でこれを開示することができる。但し、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。

(協議)

第11条 本契約の各条項について疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、機構及び申請機関で誠実に協議する。

(契約解除)

第12条 機構及び申請機関は、以下に掲げる場合、何らの催告を行うことなく本契約は直ちに解除できるものとする。

- (1) 相手方が本契約に違反し、当該違反行為の是正を書面で催告し、60日以内に当該違反行為が是正されない場合
- (2) 違反行為が客観的に治癒不可能である場合
- (3) 申請機関につき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算その他倒産手

続開始の申し立てが行われた場合

(4) 機構又は申請機関が解散した場合

2 前項により機構が本契約を解除したときは、申請機関は機構の指定する日までに解除日までに機構が支出した費用の全額を一括して返還しなければならない。

(本契約の終期)

第13条 本契約は、第5条に基づき機構による費用支出が終了したときに終了する。この場合、本契約の終了日は、機構が指定する日とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一の事由が生じた日をもって、本契約は終了するものとする。

(1) 本出願のうち PCT 出願の場合、本契約の締結の日から3年が経過した年度の末日

(2) 本出願のうち PCT 非加盟国への出願及び本指定国移行手続き又は締約国の指定の場合、基礎出願日から7年が経過した年度の末日

(3) 本特許権が全ての支援対象国において消滅する日

3 第1項又は前項(1)もしくは(2)に基づく契約の終了の場合、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、存続するものとする。但し、第10条の存続期間は、本特許権が全ての支援対象国において消滅するまでとする。

4 第2項(3)に基づく契約の終了の場合、第10条の規定は、契約終了後5年間存続するものとする。

別紙1 支援対象外費用

1) 日本国出願に関する費用

・但し、PCT 出願の支援案件について、日本国への移行書面の提出(PCT19条補正・34条補正の写しの提出を含む)に係る公的費用及び付随する代理人費用は支援対象

2) 分割出願手続きに関する費用

・但し、手続を行うかどうかの事前検討費用は支援対象

3) 審判請求に関する費用

・但し、手続を行うかどうかの事前検討費用は支援対象

4) 訴訟、その他紛争処理に関する費用

5) 登録維持年金、その他特許料が納付された後の費用

・但し、登録料に登録維持年金が含まれる場合の当該登録維持年金は支援対象

6) 1言語につき税抜き100万円を超える翻訳費用

7) 日当、交通費

8) 消費税

6. 令和3年度申請書類一覧

【申請書類一覧】 公募システムを利用して申請をおこなう際のお願い事項及び提出書類

(1) 申請にあたってのお願い

①: 電子申請について

・本支援の電子申請に関する詳細は、下記ページの「電子公募システムについて」のご案内を確認ください。

※申請添付様式1～4のWORD形式ファイルは、同様に下記ページからダウンロードをお願いします。

(https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu03.html)

②: 「テキストデータが抽出できる形式の電子データ」について

・提出いただく電子データがワード形式やhtml形式の場合、図面・数式等のリンク切れが発生する場合があります。

ご自分の環境で問題なく表示されても、図面・数式等が別ファイルとしてリンクされている場合は、提出後にリンク切れが発生する、あるいは図面の順序が不明となる場合があります、提出前に一度別の場所に保存して開いてみる等、ご確認をお願いします。

・リンク切れの原因が分からない場合は、WORD形式やhtml形式に併せて、PDF形式の電子データのご送付もお願いします。

※編集可能なPDF(PDFファイル上で選択した文字列をコピーし、メモ帳等に貼り付けられるもの)であれば、そのままご提出いただけます。

③: 「PCT出願の各出願書類一式」について

・WIPOのHPから取得可能なPCT願書、特許請求の範囲等一式については、編集不可のPDFとなっております。これらの書類につきましても、編集可能なPDFファイルやWORDファイルでのご提出をお願いします。

④: 国際調査報告、国際調査機関の見解書が申請時点で届いていない場合は、JST電子公募システムの「JSTへの連絡事項」欄にその旨を記載の上、先に電子申請を行い、申請日の2ヶ月後までに電子メール等で提出してください。

⑤: 「国際予備審査請求日」について

・国際予備審査請求書のご提出に際して、同審査請求日が分かるものも併せてご提出をお願いします。

⑥: ファイルの送付について

・電子申請に関する書類は、申請の内容毎に異なります。一度に多くのファイルを提出することとなりますので、(2)表1: 申請書類一覧を確認しつつ準備してください。

・ファイルが揃いましたら、zip、lzh形式などの1つのアーカイブファイルにまとめ、ファイル名のどこかに申請番号「S20**-***」をつけてアップロードしてください。

※SSL化(暗号化通信)されていますのでパスワードを設定いただかなくとも問題ありません。

⑦: 大容量ファイルの提出方法について

・⑥で作成した圧縮ファイルの容量が100MB以下の場合には、電子公募システムにてファイルを提出してください。

・100MBを超える場合には、JSTが用意するファイル転送サービスの利用をお願いします。

https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu03.html#CONTENT_1_9

⑧「3. PCT出願関連」のファイル名について

・手続きの一連の流れがわかるよう、ファイル名の頭に提出日・受領日等を含めて時系列のわかる名前を付けてください。

・ファイル確認及び受付処理の迅速化のため、ご協力をお願いします。

(2) 表1：申請書類一覧

提出書類	①PCT 出願	②指定国移行	
		再申請	継続支援
1. 申請添付様式	「発明概要(申請添付様式1)」	【必須】 テキスト	
	「技術移転体制等の概要(申請添付様式2)」	【必須】 テキスト	
	「各国での費用負担割合(申請添付様式3)」	【該当ある場合】 テキスト	
	「ベンチャー起業の概要(申請添付様式4)」	【該当ある場合】 テキスト	
2. 基礎出願関連	基礎出願の出願書類一式 願書、特許請求の範囲、明細書、図面、要約書、配列表	【必須】 テキスト	【基礎出願が追加された場合】 [同左]
	—(願書に[出願番号][出願日]の記載がない場合) 受領書・出願番号通知・補正命令書など 特許庁が発行した「出願番号」と「出願日」が確認できる書類の写しをいずれか一つ	【該当ある場合】 PDF	
	—(国内優先権主張出願をしている場合) 優先権の基礎となる出願の出願書類一式	【該当ある場合】 テキスト	
	—(複合優先をする場合) 複合後の請求項案	【該当ある場合】 テキスト	
	—(外国語による基礎出願の場合) 請求項の日本語訳	【該当ある場合】 テキスト	
	—(外国語による基礎出願の場合) 明細書の日本語訳 ※審議資料の提出時まで提出	【該当ある場合】 テキスト	
3. PCT出願関連	3-1.PCT 出願の各出願書類一式 願書、特許請求の範囲、明細書、図面、要約書、配列表	【必須】 テキスト	
	—(願書に優先権の基礎となる出願の[出願番号][出願日(優先日)]の記載がない場合) 基礎出願の受領書・出願番号通知・補正命令書・国際公開公報のフロントページなど 特許庁(国際調査機関)が発行した優先権の基礎となる出願の[出願番号][出願日(優先日)]が確認できる書類の写しをいずれか一つ	—	【該当ある場合】 PDF 前回申請時に基礎出願の受領書等を提出済み の場合は不要
	3-2. 国際調査報告及び国際調査機関の見解書	—	【必須】 PDF
	国際調査報告引用文献(非特許文献)該当箇所のコピー	—	【必須】 PDF 先行文献と重複する場合は不要
	—(国際予備審査請求済みの場合) 国際予備審査請求書(特許庁提出書類の写し)	—	【該当ある場合】 PDF
	—(PCT19条補正、34条補正を行った場合) 補正後の請求の範囲・明細書	—	【該当ある場合】 テキスト
	—(否定的見解に対する答弁を行った場合) 国際調査報告の否定的見解に対する答弁書	—	【該当ある場合】 テキスト
	—(国際予備審査請求済みの場合) 国際予備審査報告書	—	【該当ある場合は必須】 PDF 申請後、後送で可
4. 先行文献	発明者による本発明に関連の高い論文	【該当ある場合】 PDF	【該当ある場合】 PDF [同左] 前回申請時に提出済み の場合は不要
	調査により関連性が高いと判断した非特許文献	【該当ある場合】 PDF	
5. 技術移転が進められている傍証となる文書	—	【必須】 PDF	
6. 有用性・外国での出願・活用戦略及び技術移転計画についての追加資料	申請添付様式1で「追加資料の有無」をありとした場合 PDF		
7. PCT 出願支援審査時の条件とその対応についての追加資料 基礎出願からの主な追加・修正事項についての追加資料	—	申請添付様式1で「追加資料の有無」をありとした場合 PDF	

テキスト：テキストデータが抽出できる形式の電子データ(ワード、html等)。編集不可のPDFファイルは使用できません

PDF：PDFファイル等を添付してください。電子化が難しい場合には紙媒体(写)を郵送してください

7. 各専門分野における技術内容の詳細

各専門分野の技術内容について、本紙をご参照ください。

分野	技術内容
第一分野 (バイオ、薬品、医療系分野)	治療薬、試薬、診断薬、診断キット、健康食品、動物用飼料、動植物の育成方法、遺伝子導入技術、遺伝子欠損・組換え動植物、医療用材料（人工骨、人工臓器、人工皮膚、臓器保存液）、ドラッグデリバリーシステム用材料、電気・磁気・光を利用した生体分子の分析・精製装置、生物学実験用ツール、生体分子の検出装置（チップ、ビーズ等）、生体分子観察用蛍光標識材料、生体分子観察用顕微鏡、農薬
第二分野 (電子部品、光デバイス系分野)	メモリ素子（半導体・磁気・光）、検出素子（半導体・磁気・光・放射線）、光素子（発光素子・受光素子・レーザー装置、光集積回路、フォトニック結晶、光スイッチ、導波路）、熱電変換素子、光電変換素子、量子効果素子、平面ディスプレイ（有機EL、液晶、電界放出ディスプレイ）、半導体集積回路（技術）、半導体材料（化合物半導体、有機半導体、透明導電性材料）、誘電体・圧電材料、磁歪材料、電磁波吸収材料、超伝導材料、MEMS応用、マイクロ流体、微細パターンニング技術、微細加工技術、生体分子を用いた微細構造物
第三分野 (化学合成、化学物質、材料系分野)	有機化学、高分子化合物、炭素材料、高分子物質の処理、発泡形成、繊維・積層体、フォトレジスト、感光材料・写真法、EL材料、化学分析方法・材料・ツール、放射線一般、無機化合物、セラミックス材料、触媒、合金、金属材料、溶接材料、金属または合金の処理、電池・電池材料、下水または汚泥等の処理、膜分離、破碎、気体・液体・固体・同位体の分離・その他の処理操作、乳化・分散、マイクロカプセル、潤滑剤、洗剤、香料、塗料、接着剤、顔料、その他の化合物の用途、土木・建築材料
第四分野 (光通信、ソフトウェア、ネットワーク、機械、処理操作系分野)	通信技術、情報処理、ソフトウェア、音声認識、画像認識、音響システム、暗号システム、光通信システム、量子コンピューティング、量子通信、立体画像表示、半導体以外の材料からなる各種光源、レーザー装置、生体認証システム、モーションキャプチャーシステム、視線検出システム、位置制御、遠隔操縦、ナビゲーションシステム、ロボット、航空宇宙、物理分析用ツール、医療用測定機器、治療用・支援用機器